

三浦外洋セーリングクラブでは、会員の安全航海に少しでも寄与できるようにライフラフト（6人乗り、近海仕様）の貸与を致します。

ライフラフト貸与規定

1. ライフラフトの法定点検などは当クラブで実施しておりますが、その性能などを保証するものではありません。使用者が自己の責任で点検して下さい。当クラブ並びに役員などは貸与するライフラフトが正常に作動するかどうかは一切責任を持ちません。
2. 当クラブに所属する艇有会員の所有艇で使用する事。
3. 1回30,000円とする。1回とは常識的な1航海を示す。また、期間としては原則30日を超えないこと。
4. 引き渡し、返却場所：小網代 シーボニアマリーナ
5. 人身の安全のために作動させた場合は、該当ライフラフトの返却が不可能な場合、また再度点検整備をしなければならない場合でも費用の請求はしない。
但し、借り受け人の過失により該当ライフラフトに損傷を与えたり、紛失した場合は同等以上の物を返却するか、再度使用するため点検整備費用を負担しなければならない。
以上の場合、使用状況の報告書を提出する事。
6. 申し込みは使用の2か月前から受付し原則先着順とするが、日程などの都合で多くの会員が使えるように調整することがある。
7. 船検沿海域の艇が近海域を航海するためには臨時航行許可証の取得が必要です。利用前に小型船舶検査機構（JCI）にライフラフト検査証（事務局保管）を提示し、臨時航行許可証を取得してください。

■申込書などは三浦外洋セーリングクラブのホームページをご覧ください。

<http://www.jsaf.or.jp/miura/>